

65歳で無償打ち切り違法

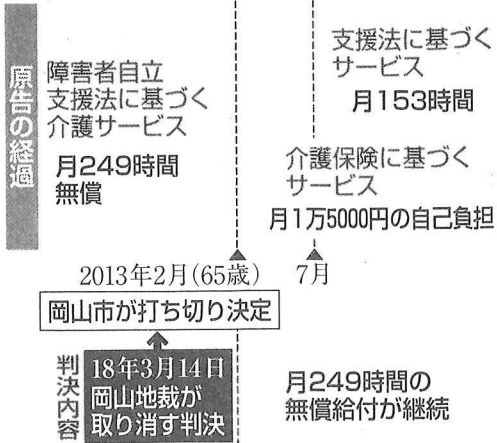
障害者支援法介護 市に取り消し命令

岡山地裁

65歳を境として障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）に基づく無償の訪問介護が打ち切られ、介護保険の利用で一部の自己負担

14日、市の決定を違法として取り消し、全てを支援法に基づく給付とするよう命じた。また、違法な決定による精神的苦痛への損害賠償として100万円余りの支払いも命じた。

原告の介護サービス利用状況と判決内容



また、違法な決定による精神的苦痛への損害賠償として100万円余りの支払いも命じた。原告側の代理人弁護士によると、介護サービスの給付に關し、介護保険の優先原則を定めた支援法に基づく自治体の運用の是非が争われた初の司法判断。既に厚生労働省は利用者の実情に応じて柔軟に対応するよう通知しており、この内容を追認した形となった。

Q&A

介護保険の優先原則

障害者総合支援法に基づくサービスを受けている障害者は原則として65歳になると、同じサービス内容であれば介護保険を利用して受けなければならぬとする同法の規定。自己負担が増えるケースがあり、厚生労働省

は2007年に「一律に介護保険を優先とはしない」との運用ルールを通達し、利用者の個別の状況に応じて各自自治体が柔軟に判断するよう求めた。今年4月に施行される改正法では所得や障害の程度などに応じて、自己負担分の一部を軽減する仕組みも導入された。

判決によると、浅田さんはかつて支援法に基づき月249時間の介護サービスを無償で受けていたが、市は2013年2月、65歳になるのを理由に打ち切りを決定した。

横溝邦彦裁判長は判決理由で、65歳を過ぎても支援法に基づく給付を打ち切るのが相当ではない場合、介護保険の優先原則は該当しないと判断。浅田さんの場合は介護保険によ

るサービスの利用で月1万5千円の自己負担を負うことは経済上難しく、生活を維持するのが不可能な状態に陥るのとは明らかだったとして、市の決定は支援法の解釈を誤り違法だ

浅田さんが従来通りの対応を求めたのに対し、市は同年7月に支援法に基づく月153時間の給付を認めたが、十分でなかったため、残る96時間分の給付を介護保険で受け、月1万5千円の自己負担が発生していた。